

① 特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書
(号該当)

事業年度又は連結事業年度
法人名
()

別表十三(五) 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

譲渡資産の明細	譲渡した資産の種類		1					譲渡の日を含む事業年度
	譲渡した資産の取得年月日	2	昭平	昭平	昭平	昭平	平	
譲渡した資産の所在地	譲渡した資産の所在地		3					計
	譲渡した土地等の面積		4	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
譲渡年月日	譲渡年月日		5	平	平	平	平	
	対価の額		6	円	円	円	円	円
帳簿価額の減額等をした場合	譲渡直前の帳簿価額		7					
	譲渡に要した経費の額		8					
	計 (7) + (8)		9					
差益割合		10						
取得資産の明細	取得した買換資産の種類		11					
	取得した買換資産の所在地		12					
	取得年月日		13	昭平	昭平	昭平	昭平	
	買換資産の取得価額		14	円	円	円	円	円
ある場合の取得価額	取得した土地等の面積		15	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	同上的うち買換えの特例の対象とならない面積		16					
	取得価額 (14) × $\frac{(15)-(16)}{(15)}$		17	円	円	円	円	円
買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額		18						
圧縮限度額の計算	買換資産の取得のため(6の計)又は(6の計)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額		19					
	圧縮基礎取得価額 (14)又は(17)と(19)のうち少ない金額		20					
前期末の取得価額	買にあ取得する取得価額		21					
	前期末の帳簿価額		22					
前期末の取得価額	圧縮基礎取得価額 (20) × $\frac{(22)}{(21)}$		23					
	圧縮限度額 (20)又は(23) × (10) × $\frac{80、70又は75}{100}$		24					
圧縮限度超過額 (18) - (24)		25						
対価の額の合計額 (6の計)	対価の額の合計額 (6の計)		26	円				円
	同上的うち譲渡の日の属する事業年度又は連結事業年度において使用した額		27					
特別勘定の対象となり得る金額 (26) - (27)	特別勘定の対象となり得る金額 (26) - (27)		28					
	翌期繰越額の計算		29					
同上的うち前期末までに買換資産の取得に充てた金額	特別勘定の金額の計算の基礎となった買換資産の取得に充てようとする金額 ((33)と(35)のうち少ない金額) ÷ $\frac{80、70又は75}{100}$ ÷ (10)		30					
	同上的うち前期末までに買換資産の取得に充てた金額		31					
当期中において買換資産の取得に充てた金額	当期中において買換資産の取得に充てた金額		32					
	翌期繰越す対価の額の合計額 (29) - (30) - (31)		32					
特別勘定に経理した金額	特別勘定に経理した金額		33					円
	(28)のうち買換資産の取得に充てようとする金額		34					
繰入限度額	繰入限度額 (34) × (10) × $\frac{80、70又は75}{100}$		35					
	繰入限度超過額 (33) - (35)		36					
翌期繰越額の計算	当初の特別勘定の金額 (33) - (36)		37					
	同上的うち前期末までに益金の額に算入された金額		38					
当期中に益金の額に算入すべき金額	当期中に益金の額に算入すべき金額		39					
	期末特別勘定残額 (37) - (38) - (39)		40					

別表十三（五）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第65条の7から第65条の9まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、平成27年改正前の措置法（以下「平成27年旧措置法」といいます。）第65条の7から第65条の9まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、平成26年改正前の措置法（以下「平成26年旧措置法」といいます。）第65条の7から第65条の9まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、平成26年改正法附則第90条第8項（法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成26年旧措置法第65条の7から第65条の9まで、平成24年改正前の措置法（以下「平成24年旧措置法」といいます。）第65条の7から第65条の9まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、平成23年6月改正前の措置法（以下「平成23年6月旧措置法」といいます。）第65条の7から第65条の9まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第19条から第21条まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）若しくは平成28年改正前の震災特例法（以下「平成28年旧震災特例法」といいます。）第19条から第21条まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）の規定の適用がある資産の譲渡について、これらの規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の78から第68条の80まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、平成27年旧措置法第68条の78から第68条の80まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、平成26年旧措置法第68条の78から第68条の80まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、平成26年改正法附則第122条第8項（連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成26年旧措置法第68条の78から第68条の80まで、平成24年旧措置法第68条の78から第68条の80まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、平成23年6月旧措置法第68条の78から第68条の80まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）若しくは震災特例法第27条から第29条まで（連結法人の特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）若しくは平成28年旧震災特例法第27条から第29条まで（連結法人の特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- なお、この場合には、措置法規則第22条の7第3項から第5項まで又は第22条の69第3項から第5項までに定めるところによ

り、所定の証明書の添付が必要とされますので御注意ください。

また、買換資産の全部又は一部を翌期以後に取得する見込みであるため特別勘定を設けたときは、当期において措置法規則第22条の7第10項若しくは第22条の69第10項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第7条第7項若しくは第10条第7項に定める事項を記載した書類を添付するとともに、当期及びその特別勘定の残額がないこととなるまでの各事業年度又は各連結事業年度において「特別勘定を設けた場合」の各欄その他所要の欄を記載する必要があります。

- 2 この明細書は、措置法第65条の7第1項若しくは第68条の78第1項の表（以下「表」といいます。）又は震災特例法第19条第1項若しくは第27条第1項の表（以下「震災表」といいます。）の各号の区分及び差益割合の計算区分（以下「適用区分」といいます。）の異なることに用紙を改めて記載します。

この場合、表又は震災表の各号のうち、その該当する号を欄外の「（号該当）」に記載してください。

また、連結法人については、適用を受ける連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

- 3 「譲渡資産の明細」の各欄は、当期中の譲渡資産又は交換譲渡資産の内訳等を記載する欄ですから、当期中に譲渡をした一の適用区分に属するすべての資産を記載します。
- 4 「差益割合10」は、その事業年度又は連結事業年度において譲渡した資産で表又は震災表の上欄に掲げる資産に該当するものにつき、次の算式で計算した割合を記載します。

$$\frac{\text{譲渡対価の額} - \left(\frac{\text{譲渡直前の譲渡に要した経費の額}}{\text{譲渡対価の額}} \right)}{\text{譲渡対価の額}}$$

- 5 「買換資産が土地等である場合の取得価額」の「同上のうち買換えの特例の対象とならない面積16」には、買換資産のうち土地等がある場合に、適用区分ごとに計算したその土地等の面積が、譲渡した土地等の面積の5倍（特定の農業用の土地については10倍）相当の面積を超え、その超える部分の面積を記載します。

なお、その明細は、次の書式により別紙に記載して添付してください。

買換資産とならない土地等の面積の明細書

	平方メートル		平方メートル
前期までに取得した買換資産である土地等の面積	(イ)	譲渡した土地等の面積	(ハ)
		同上の5倍又は10倍相当の面積 (ハ)×5又は10	(ニ)
当期において取得した土地等の面積	(ロ)	買換資産とならない土地等の面積 (イ)+(ロ)-(ニ)	

- 6 「買換資産の取得のため（6の計）又は（6の計）のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額19」には、買換資産が2以上ある場合は、いずれの資産からまず充てるかは法人の任意により、譲渡資産の対価の額を順次各資産の取得価額（買換資産が土地等である場合には「17」の金額、買換資産が土地等以外のものである場合には「14」の金額）相当額に達するまで配分して記載します。
- 7 「圧縮限度額24」、「特別勘定の金額の計算の基礎となった買換資産の取得に充てようとする金額29」及び「繰入限度額35」の各欄は、次によります。
- (1) その適用を受ける法人が譲渡をした措置法第65条の7第1項の表の第9号の上欄又は同法第68条の78第1項の表の第9号の上欄に掲げる資産が同法第65条の7第14項に規定する集中地域（以下「集中地域」といいます。）以外の地域内にある資産に該当する場合において、その法人が取得をした又は取得する見込みであるこれらの号の下欄に掲げる資産（これらの号の下欄の車両及び運搬具を除きます。以下「買換資産」といいます。）が同項第1号に掲げる地域内にある資産に該当するときは「80、」及び「又は75」を消し、買換資産が集中地域（同号に掲げる地域を除く。）内にある資産に該当するときは「80、70又は」を消し、その他の場合（2の場合を除く。）には、「、70又は75」を消します。
- (2) 震災特例法第19条から第21条までの規定の適用を受ける場合又は震災特例法第27条から第29条までの規定の適用を受ける場合には、「80、70又は75」とあるのは、「100」として記載します。

- 8 「同上のうち譲渡の日の属する事業年度又は連結事業年度において使用した額27」には、譲渡の日の属する事業年度又は連結事業年度において対価の額の一部をもって買換資産を取得している場合に、その事業年度又は連結事業年度分のこの明細書の「19」の「計」欄の金額を移記します。

- 9 「同上のうち前期未までに買換資産の取得に充てた金額30」には、同じ譲渡年度分についての前期分の同一の適用区分に係るこの明細書の「30」と「31」との金額の合計額を記載します。

- 10 「当期中において買換資産の取得に充てた金額31」には、当期中の買換資産の取得に要した金額（譲渡年度の翌期以後において同じ譲渡年度分についての前期分の同一の適用区分に係るこの明細書の「翌期へ繰り越す対価の額の合計額32」を超えるときはその合計額となります。）を記載します。

この場合に、買換資産の取得価額が前期の「翌期へ繰り越す対価の額の合計額32」の金額を超えるときは、上欄の「19」の各欄にその金額を順次各資産の取得価額相当額に達するまで配分し、その残額が取得価額に満たないこととなった資産については、その残額を記載します。

- 11 措置法第65条の8第2項若しくは震災特例法第20条第2項又は措置法第68条の79第3項若しくは震災特例法第28条第3項の規定の適用を受ける場合には、「特別勘定に経理した金額33」には、これらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。